

ツーリズム総合研究所 会員規程

2025年7月1日施行
2025年11月1日改定
2026年1月19日改定

(目的)

第1条

本規程は、ツーリズム総合研究所（以下「当研究所」といいます。）の会員に関する必要な事項を定めることを目的とします。

(会員の種別)

第2条

本規程における会員は、次の3種とします。

（1）アカデミー会員：ツーリズム産業界における団体・企業を対象とします。当研究所の理念である「価値あるツーリズムの創造」に賛同し、高付加価値の旅行を共に造成していく団体・企業等を対象とします。

（2）賛助会員：ツーリズム産業に関連する関連団体・企業、新規参入をめざす企業等を対象とします。

（3）個人会員：ツーリズム産業界、ツーリズム産業関連の団体・企業、個人事業主、大学・学校関係等の個人を対象とします。

(会員の権利)

第3条

1 会員は、その種別に応じて次の権利を有します。

（1）アカデミー会員

当研究所が発行するすべてのメディア媒体、提言書・調査研究報告書、その他の刊行物の優先配布
当研究所が主催する研究会・セミナーへの無料または優待参加

会員限定情報への優先アクセス

当研究所の研究プロジェクトへの参画機会

（2）賛助会員

当研究所が発行する定期刊行物の配布（電子版）

当研究所が主催する研究会・セミナーへの優待参加

会員限定情報へのアクセス

（3）個人会員

当研究所が発行する定期刊行物の配布（電子版）

当研究所が主催する研究会・セミナーへの参加（有料）

2 会員の権利は、本人限りとし、第三者に譲渡または貸与することはできません。

（会員の義務）

第4条

会員は、当研究所の目的と事業内容を認識し、本規程に従い会費を納入していただきます。

（入会手続）

第5条

1 当研究所のアカデミー会員になろうとする方は、入会を申し込みする書類（別紙：様式1「アカデミー会員入会申込書」）を当研究所に提出していただきます。

2 当研究所の賛助会員になろうとする方は、入会を申し込みする書類（別紙：様式2「賛助会員入会申込書」）を当研究所に提出していただきます。

3 当研究所の個人会員になろうとする方は、当研究所が指定するオンラインフォームを通じて入会申し込み手続をしていただきます。

4 当研究所への入会には、次の基準をすべて満たし、役員会の承認を得るものとします。

- (1) 当研究所の目的に賛同し、その達成に協力する意思を有すること
- (2) 反社会的勢力またはこれに準ずる者でないこと
- (3) 法令違反その他社会的信用を失墜させる行為を行っていないこと
- (4) 当研究所の会員であった方である場合については、過去において除名の処分を受けた方でなく、かつ現在において未納会費がないこと

5 入会の窓口は、当研究所事務局とします。

（入会承認の手続）

第6条

1 役員会において入会の可否を決定したときは、事務局がその旨を入会申込者に通知いたします。

2 入会が承認された場合、会員資格は申し込み翌月の1日から開始されます。事務局は、前項の通知において会員資格開始日を申込者に通知いたします。

（会費）

第7条

1 入会者は、入会承認の通知を受領した日から30日以内に初年度会費を納入していただきます。ただし、会員資格開始日までに納入がない場合、入会承認は取り消されることがあります。

2 会費は、当研究所が指定する金融機関口座への振り込みによる方法にて支払っていただきます。なお、支払いに伴い振込手数料が発生した場合は、会員に負担していただきます。

3 会員は、それぞれ年会費として本項各号に定める額を、申し込み翌月から1年間、納入いただきます。

- (1) アカデミー会員 1口 50,000円
- (2) 賛助会員 1口 50,000円
- (3) 個人会員 1口 5,000円

4 既納の会費は、理由の如何を問わず返還されないことをご承知おきください。

(有効期間)

第8条

会員資格の有効期間は原則として1年間とし、入会承認日の翌月1日から起算して12か月間とします。以後については、本規定第9条による退会の申し出、若しくは第10条による除名、または第11条による会員の資格喪失がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとします。

(任意退会)

第9条

1 会員は、いつでも退会することができます。ただし、1か月以上前に当研究所に対して書面により通知していただきます。

2 退会する会員は、退会の事前通知の後、すみやかにその旨を連絡する書類（別紙：様式3「会員情報変更・退会届」）を当研究所に提出していただきます。

3 退会時において未納会費がある場合は、これを完納していただきます。

(除名)

第10条

1 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、役員会の決議により、その会員を除名することができます。

- (1) 当研究所の名誉を毀損し、または当研究所の目的に反する行為をしたとき
- (2) 会員としての義務に違反したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、除名の決議を行う役員会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、役員会において弁明の機会を与えます。

3 除名された会員は、未納会費がある場合、これを完納していただきます。

(会員の資格喪失)

第11条

1 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失します。

- (1) 退会したとき

- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき
- (3) 納入期日から 6か月以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

2 会員資格を喪失した場合、未納会費がある場合はこれを完納していただくとともに、会員としての一切の権利を失います。

(変更の届出)

第12条

1 会員は、入会申込時の内容に変更が生じた場合、すみやかにその旨を連絡する書類（別紙：様式3「会員情報変更・退会届」）を当研究所に提出していただきます。

2 会員は、第2条で定める会員の種別変更を希望する場合、「会員情報変更・退会届」を当研究所に提出することで、変更することができます。なお、変更に伴う会費の追加請求額、もしくは払い戻し額は、当研究所が決定します。

(個人情報の保護)

第13条

当研究所は、会員の個人情報を適切に管理し、法令に基づく場合を除き、会員の同意なく第三者に提供いたしません。

(会員名簿)

第14条

1 当研究所は、会員名簿を作成し、適切に管理します。

2 会員名簿の閲覧および利用については、別途定めます。

(本規定の施行・変更)

第15条

1 本規程は2025年7月1日から施行します。

2 本規定は逐次見直し、改定します。

附則

1 本規程の施行に必要な様式等は、別途定めます。

2 本規程に定めのない事項については、役員会において協議の上決定します。